

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府公立大学法人 理事長 荒巻 禎一 電話 075-212-5406					
主たる業種	大学	細分類番号				8 1 6 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度の平均排出量を基準に、平成28年度の延べ床面積あたりの事業活動に伴う排出の量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする地球温暖化対策推進本部のもとに、総務・経営担当理事を幹事長とする幹事会を設置し、法人における総合的な地球温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,001.4 トン	25,913.7 トン			-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,689.6 トン	23,040.8 トン			-6.7 パーセント	
実績に対する自己評価		エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等に取り組んだものの、平成26年10月から教養教育共同化施設での共同化授業が本格的に開始されたことでエネルギー使用が増加したため、実排出量は-0.3%にとどまったが、第1計画期間の繰越分を差し引くと-6.7%となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	13.76	13.71			-0.36 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等に取り組んだものの、上記教養教育共同化施設(第2計画期間の延床面積には含まれない)の本格稼働によりエネルギー使用が増加したため、基準年度比-0.36%にとどまった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		66.0 パーセント	66.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理及び冷房・暖房の設定温度の徹底に努めた。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむを得ない事情がある者について自家用車での通勤を許可している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	府立医科大学(河原町・広小路キャンパス)及び府立大学(下鴨キャンパス)共に、上記措置は職員の間浸透し遵守されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市立医科大学においては、小児医療センターに屋上庭園を設ける等、屋上緑化に取り組んでいる。 京都市立大学においては、持続発展可能な地域環境政策に関する研究を京都府と協働で継続的に行っている。						
特記事項	第1計画期間の超過削減量8,618.8トンについて、平成26～28年度の各年度で2,872.9トンずつ差し引き						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。